

令和５年度発達障害のある児童生徒等に対する支援事業
(管理職をはじめとする教員の理解啓発・専門性向上のための体制構築事業)
成果報告書

実施機関名（山口県教育委員会）

1. 問題意識・提案背景

令和４年１２月、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒数の割合が、小・中学校では推定値８．８％であるとの調査結果が示された。本県においても、通常の学級における特別な教育的支援を必要とする児童生徒は、増加傾向にある。また、通級による指導を受ける児童生徒や、特別支援学級又は特別支援学校に在籍する児童生徒も増加傾向にある。

【参考】本県における特別支援学級及び通級による指導の状況の推移

＜特別支援学級＞

(人)

年度	小学校		中学校		小・中学校計	
	在籍人数	増加数	在籍人数	増加数	在籍人数	増加数
H30	2,084		814		2,898	
H31	2,234	150	884	70	3,118	220
R2	2,336	102	958	74	3,294	176
R3	2,427	91	1,033	75	3,460	166
R4	2,526	99	1,123	90	3,649	189

＜通級による指導＞

(人)

年度	小学校		中学校		小・中学校計	
	利用人数	増加数	利用人数	増加数	利用人数	増加数
H30	1,903(1,249)		349(300)		2,252(1,549)	
H31	2,069(1,456)	166	407(360)	58	2,476(1,816)	224
R2	2,164(1,534)	95	470(413)	63	2,634(1,947)	158
R3	2,256(1,691)	92	482(418)	12	2,738(2,109)	104
R4	2,303(1,749)	47	579(509)	97	2,882(2,258)	144

* 括弧内の数字は自校通級の人数（内数）

本県では、小・中学校の 80.9％（令和４年度）に特別支援学級が設置されている。一方で、教職経験の浅い教員が小学校の特別支援学級を担当するケースが少なくなく、こうした教員が所属校における特別支援教育の中核を担っている。さらには、小・中学校において、多くの校長が特別支援学級等での教職経験がない。校長からは「特別支援教育を踏まえた学校経営に関して、経験者からの助言がほしい。」「特別支援教育について気軽に相談できる環境があるとよい。」などの要望が寄せられており、特別支援学級等での教職経験のない校長を支援する体制の整備が急務である。

特別支援教育に関する研修が本県教員研修計画に位置付けられ実施されてはいるが、研修の回数や時間が十分とはいえない。教職経験 10 年以降の教員については、特別支援教育に関する悉皆研修が未設定で、専ら自主的な研修に委ねられているのが現状である。

こうした状況を鑑みると、全ての学校で特別支援教育を必要とする児童生徒が一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場を適切に選択でき、必要な指導や適切な支援を受けることができるようにするために、全ての教員が担当する学びの場とキャリアに応じた特別支援教育に関する専門性の向上を図る必要がある。そして、その実現に向けて、全ての学校で、特別支援教育を柱の一つとする学校経営方針の策定と校内支援体制の充実、さらには地域の特別支援教育を支える特別支援学校のセンター的機能の強化が求められる。

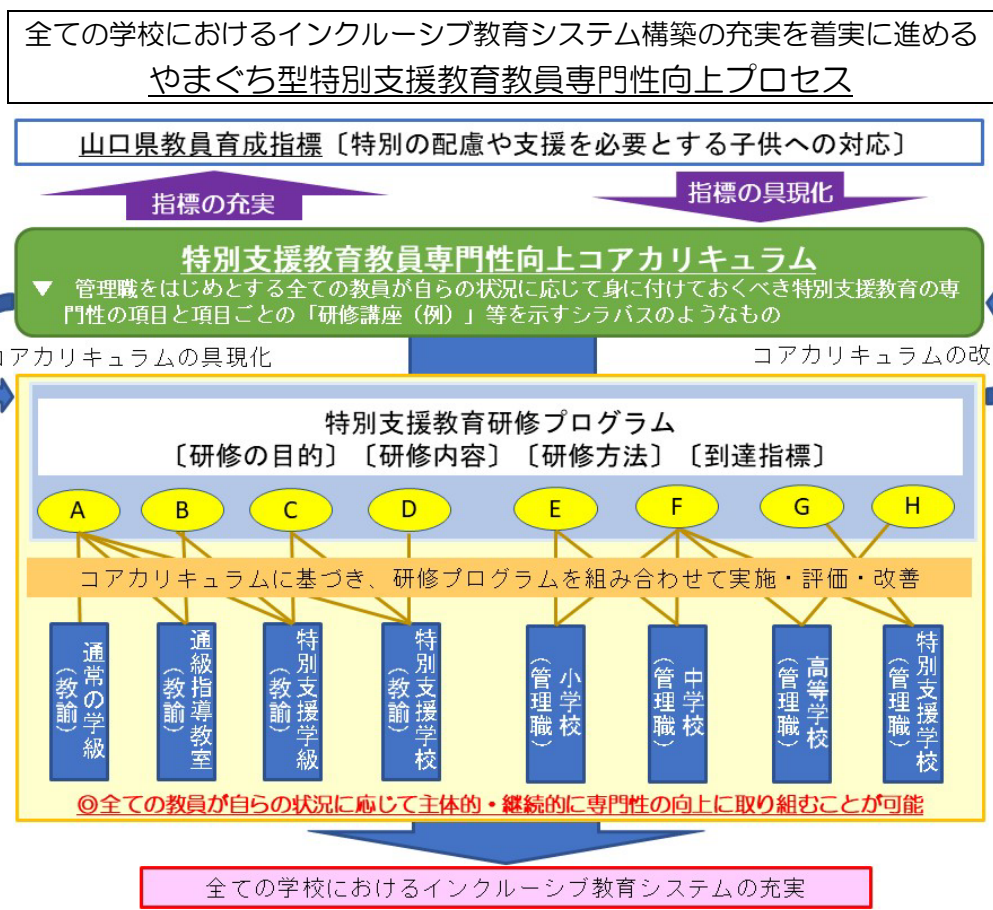
本県では、平成 30 年 3 月に教員育成指標を策定し、特別支援教育に関する指標をキャリアステージごと、職責ごとに設定している。令和 4 年度において、「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針の改正」に合わせて、教員育成指標の改訂作業を実施した。こうした状況は、全ての教員が特別支援教育に関する専門性向上の必要性を再認識したり、各学校において特別支援教育に関する研修推進の機運を高めたりする好機と捉えている。具体的には、本県教員育成指標の改訂に合わせて、校長のリーダーシップの下、特別支援教育体制の充実を図ることや、関係部署や関係機関、校長会等の各種団体との連携を強化し、現在の特別支援教育に関する研修の質を向上させ、プログラム化することで、全ての教員に求められる特別支援教育に関する専門性の向上につなげていきたい。また、各学校においては、特別支援教育を明確に位置付けた学校経営方針の下、各キャリアステージの教員の協働・連携による特別支援教育に関する理解促進及び専門性向上を図ることのできる体制を構築することで、全ての学校におけるインクルーシブ教育システム構築の充実・強化を図りたい。

2. 目的・目標

本事業を活用し、管理職を含む全ての教員が、自身のキャリアステージや職責に応じた研修に、主体的・継続的に取り組むことができる仕組みを構築する（次ページの図「やまぐち型特別支援教育教員専門性向上プロセス」参照）。

具体的には、①山口県教員育成指標の充実、②育成指標と連動した本県独自の「特別支援教育教員専門性向上コアカリキュラム」（以下「コアカリキュラム」という。）の開発、③コアカリキュラムを踏まえた研修プログラムの作成と活用に取り組み、全ての教員が、経験年数や職歴、担当する学びの場や職責等に応じて求められる専門性を確実に身に付けることを目指す。

また、事業終了後は、コアカリキュラム活用の全県展開を進め、管理職をはじめとする全ての教員が自らの状況に応じて主体的・継続的に特別支援教育に関する専門性の向上を目指した取組を可能とすることで、全ての学校におけるインクルーシブ教育システムの充実を着実に進める。



3. 実施体制

(1) 運営協議会

本事業を実施するに当たり、特別支援教育教員育成検討協議会（以下「検討協議会」という。）を設置し、事業の計画、運営方針や取組計画を協議・決定するとともに、コアカリキュラムや研修プログラム等に関する検討を実施した。

ア 検討協議会の構成メンバー

No.	所属・職名	備考
1	山口大学教育学部・教授	大学関係者
2	山口県発達障害者支援センター・センター長	福祉関係者
3	社会福祉法 医療関係者	小児科医師
4	やまぐち総合教育支援センターふれあい教育センター・部長	行政関係者
5	平生町教育委員会・教育長	行政関係者
6	公立小学校長（特別支援教育の経験者）	小学校
7	公立中学校長（特別支援教育の経験者）	中学校
8	県立高等学校長（特別支援学校併置校）	高等学校
9	県立特別支援学校長	特別支援学校
10	特別支援教育シニアアドバイザー	退職校長

イ 開催実績

ア) 第1回検討協議会（令和5年9月13日）

○本事業の概要説明：事務局から

（受託に至る本県の実状・専門性向上に向けた取組の方向性・事業の目的）

○今年度の取組内容の説明：事務局から

（特別支援教育担当者向けの各種研修、特別支援学校のセンター的機能強化研修、特別支援教育シニアアドバイザーによる支援）

○特別支援教育教員専門性コアカリキュラムの検討

〔委員からの意見等〕

- ・専門性について、全ての教員が知っておくべき「コア」の部分と、いわゆる専門性が求められる部分とを分けて捉えるとよい。障害のある人への対応に関する知見はどんどんバージョンアップされている。評価の在り方について、教育と福祉との連携が必要だと思われる。
- ・発達障害のある子供への対応の際、多層支援モデルが有効だと考えている。子供は自己決定できる場面を保障することが重要である。そのための手立てとして、音声読み上げシステムを使うことも一つの方法である。できる子、そうでない子など、子供たちの多様性をしっかりと捉えた指導・支援が必要。
- ・校長の研修ニーズとして最も高いのが、発達障害のある子供の理解と支援についてである。これは教員も同じだと思われる。また近年、保護者との良好な関係なしには何事もうまくいかないため、教育相談に関する研修ニーズも高いが、これは相当な技量を必要としている。通常の学級には様々な困難さを抱えた子供たちがいる。自己コントロールの力を付けることが重要であるが、子供一人一人の背景を具体的に捉えた対応が必要である。
- ・中学校では、特別支援教育だけでなく、生徒指導や教育相談との連携が鍵となる。校種間の支援情報の引継ぎを確実に行うことが重要である。効果のある事例検討を進めるためにも、どのような研修に取り組むとよいのかを本事業で検討してほしい。
- ・高等学校は、他校種と比べて特別支援教育に対する認識が弱いと感じている。まずは特別支援教育に関する基礎基本を教員がしっかりと身に付けることが重要である。一方で、高等学校はチームで生徒を支援するという土壌がある。基礎基本を取り入れることで、チームにより支援の効果が出るのではないか。
- ・コアカリキュラムの項目立てとして、教育支援体制ガイドラインを根拠とするのはよいと思われる。コアカリキュラムの活用について明確にする必要がある。
- ・本県の特別支援教育の推進において、特別支援教育に関する知識を伝えることに邁進してきたが、教員一人一人に特別支援教育に関するマインドが定着していない。校長は自校の特別支援教育について教員に見える形でビジョンで示せるようになるべきである。また、学校だけでなく、地域社会にも目を向け、地域の現状から自校の特別支援教育の具体を考える必要がある。

イ) 第2回検討協議会（令和6年1月11日）

○本事業の取組状況の説明：事務局から

（特別支援教育担当者向けの各種研修、特別支援学校のセンター的機能強化研修、特別支援教育シニアアドバイザーによる支援）

○特別支援教育教員専門性コアカリキュラムの検討

〔委員からの意見等〕

- ・放課後等デイサービスを利用している子供が多い。代表的な福祉サービスが紹介されているとよい。
- ・教員で主に力点を入れてほしいのは、学級経営と学習指導。また、支援の根拠となる法規や学習指導要領のことについても触れておくとうい。
- ・発達障害の理解と支援、学級経営や学習指導については、教員のニーズが高い。市町教育委員会の研修担当は必ずしも特別支援校育に詳しい者ばかりではない。このことに配慮して作成すべきである。
- ・安心安全な学級経営が不可欠。学習指導については自分に合った学び方を知る必要がある。管理職は、発達障害のある子供の理解と支援への関心が高い。理解していないとリーダーシップの発揮は難しい。
- ・高等学校では、特別支援教育の視点を取り入れた授業づくりを進めることで、生徒を引きつける授業にすることができる。高等学校では、個別の教育支援計画を担任と授業担当とで作成する。時には、担任よりも授業担当の方が生徒をよく知っているということもある。
- ・なぜ専門性が必要なのかということが記載されるべきである。それぞれのカテゴリーや項目の関連性を明確にすることや、特別支援学校のセンター的機能も盛り込むことを検討すべきである。

○特別支援教育教員育成ガイドの検討

〔委員からの意見等〕

- ・これまでに県教育委員会で作成したガイドブックの紹介等が掲載されているのがよい。ページ内の構成の工夫を必要とする。
- ・指導の多層支援モデルの図が盛り込まれているのがよい。紹介するテキストが二次元コードで手軽にアクセスできるのがよい。
- ・コアカリキュラム試案との整合をとるためのカテゴリーと項目の再整理や、教員の自己研修に活用できるようにするための工夫が必要である。
- ・育成指標やこのガイドをどう活用するのかを個人任せにするのではなく、どうすれば生きた活用が可能となるかを示す必要がある。
- ・イラストの多用は高等学校教員へ不向きである。多層支援モデルや、冰山モデル、学びのポイントが示されているのがよい。振り返りの機会となる。
- ・県教育委員会の研修資料の紹介だけでなく、様々な研修の機会や特別支援学級の様子などを示した内容があってもよい。

(2) 連携した大学

- ・国立大学法人山口大学教育学部

(3) 専門家の活用

ア. 専門性（特別支援教育など）に関する経歴・所有資格等

	専門家	専門性に関する経歴・所有資格等
①	大学教員	山口大学教育学部教授
②	大学教員	山口大学教育学部准教授
③	福祉関係職員	山口県発達障害者支援センター専門スタッフ
④	特別支援教育シニアアドバイザー	退職小学校長、教育行政経験（町教委教育長）
⑤	特別支援教育シニアアドバイザー	退職特別支援学校長、高等学校教員経験

イ. 配置状況、活動内容

[①から③について]

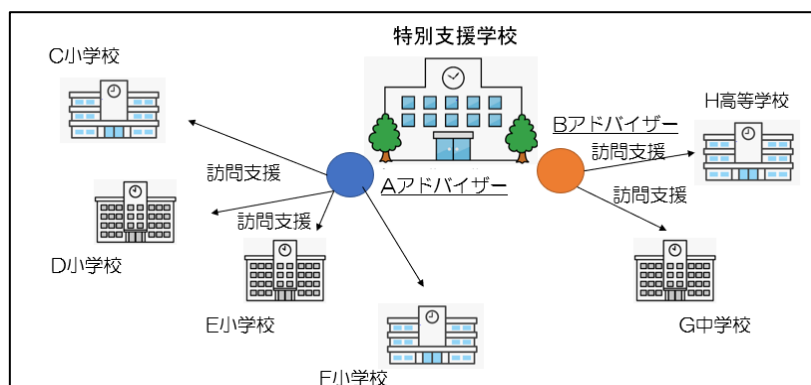
- ・①は、検討協議会委員に委嘱するとともに、検討協議会の会長に選出され、本事業の進捗について事務局へ適宜助言をいただいた。また、高等学校教員を対象とする授業づくりセミナーの指導助言者として、会場校での事前研修と本研修に参画いただいた。
- ・②は、検討協議会の下部組織である、コアカリキュラム開発・研修プログラム作成ワーキングの委員に委嘱するとともに、特別支援教育専門性コアカリキュラムや特別支援教育教員育成ガイドの作成について、実務的な指導助言をいただいた。また、小・中学校教員を対象とする授業づくりセミナーの指導助言者として、会場校での事前研修と本研修に参画いただいた。さらには、研究協力校がスクールワイドPBSを導入するに当たり、指導助言を適宜いただいた。
- ・③は、検討協議会委員に委嘱するとともに、福祉の立場から、本事業の進捗について事務局へ適宜助言をいただいた。また、特別支援学校のセンター的機能の強化に向けて、研修講師として御支援をいただいた。

[④及び⑤について]

特別支援教育の経験や知見のある退職校長を「特別支援教育シニアアドバイザー」として指名し、特別支援教育の経験のない校長を含め、対象地域の小・中学校長を対象に、訪問支援等を実施した。

- ・特別支援教育の視点を踏まえた学校経営方針の策定支援
- ・特別支援教育コーディネーターの育成に関する助言
- ・研修プログラムの実施を含めた校内研修運営に関する助言
- ・特別支援教育の視点を踏まえた学級経営に関する助言
- ・通常の学級における特別な教育的支援を必要とする児童生徒への指導・支援に関する助言
- ・検討協議会への参画

令和5年度は、主として研究協力校への訪問支援を中心とし、研究協力校における特別支援教育の風土づくりと訪問支援で有効であった取組の収集・蓄積に注力した。



○小学校での訪問支援の取組

- ・学校の最高責任者は校長であることを言葉でも態度でも示すとともに、特別支援教育だけでなく、学校経営全般についても相談に応じる。
- ・特別支援教育には多くの引き出しが必要であることを押さえた上で、学校経営の柱は児童一人一人、教員一人一人が育つよう、環境設定をしていくことが重要であることを、自身の経験を交えて話をする。
- ・校長をはじめ、教職員の良い面を見出し、具体的に励ます。

○中学校での訪問支援の取組

- ・校長の依頼を受け、特別な支援を必要とする生徒や担任が気になる生徒の授業観察を行い、担任や教科担当と情報交換や指導助言を実施。その内容を校長に報告し、意見交換を行う。
- ・障害に関する専門的な支援を必要とする生徒に関して、特別支援学校のセンター的機能の活用を進めるための助言を行う。
- ・校長の依頼を受け、教頭や教務主任等、学校の中核を担う教員との特別支援教育に関する懇談を行い、その内容を校長に報告するとともに、特別支援教育の視点を取り入れた学校経営の推進について、助言を行う。

訪問先の管理職（校長）からは、

- ・自校での特別支援教育の取組や学校経営方針について、意味付けや価値付けをしていただいたことに感謝している。
- ・特別支援教育に関して、自校の教員には話しにくい悩みを聞いていただけたことがよかった。
- ・特別支援教育に関する校長の考えを踏まえて、担任や教科担任の相談に応じたことが、校内での特別支援教育の理解促進につながったと思う。

などの好評価を得た。

(4) 目標値の設定

(1) 小学校及び中学校

	事業開始 時点	令和6年度	令和8年度 目標値
学校運営方針に特別支援教育を位置付けている (*) 学校の割合	44.4%	調査予定	100%
通常の学級と特別支援学級等と連携・協働して授業研究に取り組んでいる学校の割合	60.0% (想定)	調査予定	100%
通常の学級と特別支援学級との交換授業に取り組んでいる割合	10.0% (想定)	調査予定	50.0%

(2) 高等学校等

	事業開始 時点	令和6年度	令和8年度 目標値
学校運営方針に特別支援教育を位置付けている (*) 学校の割合	8.5% (時点)	調査予定	45.0%
特別支援学校のセンター的機能を活用して授業研究に取り組んでいる学校の割合	10.0% (想定)	調査予定	50.0%

* 「学校運営方針に特別支援教育を位置付けている」とは、学校経営方針や学校経営計画において、重点目標や重点取組内容等に特別支援教育を明確に位置付けていること

4. 取組概要・成果（取組全体の概要図は別途参照）

(1) 教員育成指標における発達障害を含む特別支援教育に関する指標の設定

令和5年3月に改定した「山口県教員育成指標」(*)は、対象とする校種を、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の各校種共通するものとして策定している。また、対象とする職種は、教諭、養護教諭、栄養教諭、管理職とし、職の専門性に配慮し、それぞれ別に策定している。さらに、キャリアステージを、ステージ0【理解】、ステージ1【実践】、ステージ2【協働】、ステージ3【リーダーシップ】の4つに分類している。特別支援教育分野については、「特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応」の項目に、以下のように分類・整理している。

* 「山口県教員育成指標」（詳細）：

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/uploaded/attachment/145109.pdf>

○教諭（栄養教諭、養護教諭は省略）

ステージ0 【理解】	ステージ1 【実践】	ステージ2 【協働】	ステージ3 【リーダーシップ】
○ 特別支援教育やインクルーシブ教育システムの理念、合理的配慮の提供に関する考え方を理解している。	○ 障害等により困難を示す児童生徒の気持ちや、その背景を理解し、適切に対応している。	○ 児童生徒の障害者理解を深める指導や交流及び共同学習の内容・方法の改善に努めている。	○ 児童生徒の障害者理解を促進するための実践を蓄積し、校内への普及・継承を進めている。
○ 特別な支援を必要とする児童生徒の多様な教育的ニーズを理解している。	○ 障害等による困難に応じた多様な学習指導、学級経営の方法を知っている、又は活用している。	○ 特別支援教育の視点を取り入れ、自分の学習指導、学級経営、生徒指導の幅を広げている。	○ 特別支援教育の視点を踏まえた学習指導・学級経営・生徒指導の実践を蓄積し、校内への普及・継承を進めている。
○ 教職員間の連携協力による支援の必要性や個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成の意義を理解している。	○ 校内支援体制における取組の仕組みや個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成について理解し、参画している。	○ 個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用し、他の教職員や校内コーディネーター、家庭、関係機関と連携して支援している。	○ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の活用、校内委員会や事例検討会の充実等に向け、中心的役割を果たしている。

○管理職

教頭・部主事	校長・副校長
○ 特別支援教育の理念や制度、インクルーシブ教育システム構築や合理的配慮提供の考え方等についての認識を深め、全教職員の理解を促進している。	○ 特別支援教育実施の責任者として、特別支援教育や障害に関する認識を常に新たにし、特別支援教育を学校経営の柱の1つに位置付けている。
○ 校内コーディネーターと連携しつつ、校内委員会の計画的な実施と組織的な支援、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成と活用を行っている。	○ 校内委員会の充実、校内コーディネーターの育成、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の活用と管理を行っている。
○ 保護者と関係機関等との連携、進級・進学における情報の引継ぎ等の管理を行っている。	○ 教職員の専門性向上、保護者や関係機関等との連携、障害者理解の促進、進学時における情報の適切な引継ぎ等の徹底を図っている。

ア 特別支援教育教員専門性コアカリキュラムの開発

本事業では、全ての学校で特別支援教育の視点を踏まえた学校経営等を推進するために、「特別支援教育教員専門性向上コアカリキュラム試案（以下「コアカリキュラム試案」という。）を開発した。「コアカリキュラム試案」は、やまぐち総合教育支援センターふれあい教育センターが参画する、コアカリキュラム開発・研修プログラム作成ワーキングが主体となって開発し、育成指標を基に、教員が身に付けておくべき特別支援教育の専門性に関する項目と、項目ごとに、取り扱うべき研修内容や研修の「到達指標」などを示した。「コアカリキュラム試案」は、研修会での活用例とともに、市町教育委員会の研修企画担当者等に配付した。

作成に当たっては、本県の育成指標をはじめ、国が示したガイドラインや報告、特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム等を参考に、小中学校・高等学校の全ての教員が身に付けておくべき専門性についての研修項目と内容の整理を行った。インクルーシブ教育システムに関することをはじめとする、全ての教員に基礎基本として身に付けてほしいことである「A 一人ひとりへの的確な理解と多様な学びの場における教育」、

特別支援教育の視点を取り入れた学級経営、学習指導、生徒指導やこれらの取組を効果的なものとするための合理的配慮の提供に関する「B 教育的ニーズに応じた指導・支援」、校内支援体制の構築や保護者、外部の専門機関との連携などに関する「C 校内支援体制・連携協働」の3つのカテゴリーで13の項目に整理・分類した。

○コアカリキュラム試案に整理・分類した特別支援教育の専門性に関する項目

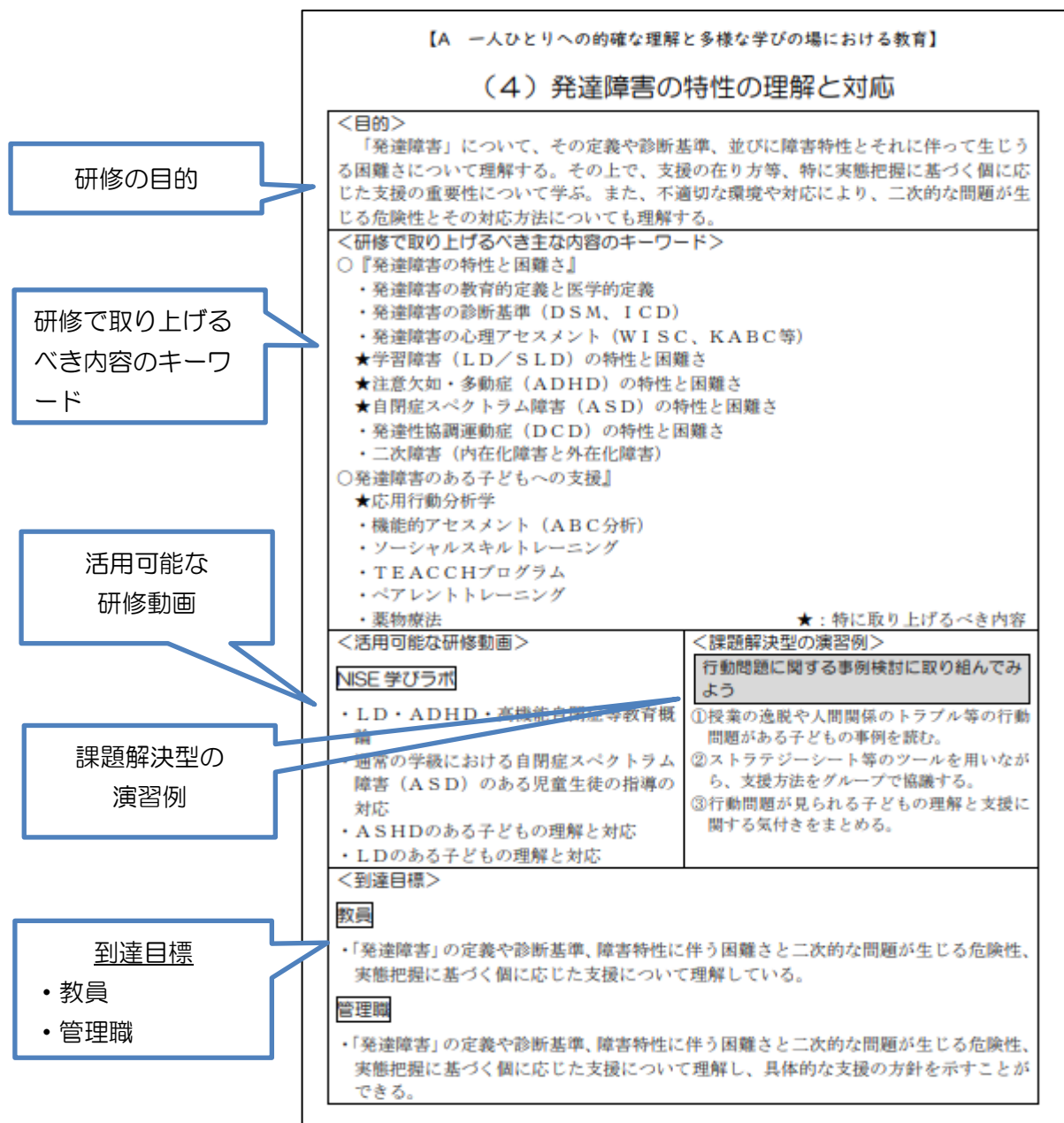
A一人ひとりへの的確な理解と多様な学びの場における教育	B教育的ニーズに応じた指導・支援	C校内支援体制・連携協働
①特別支援教育を取り巻く状況	⑥温かい学級経営	⑨校内支援体制による取組
②早期からの気付きと的確かつ多面的な理解	⑦分かりやすい学習指導	⑩本人・保護者との協働
③交流及び共同学習の推進・障害理解	⑧合理的配慮の提供	⑪特別支援学校のセンター的機能の活用
④発達障害の特性の理解と対応		⑫専門家・関係機関との連携
⑤特別支援学級及び通級による指導の制度		⑬個別的教育支援計画等を活用した切れ目ない支援

○全ての教員を対象とした特別支援教育に関する研修項目

カテゴリー	研修項目
A 一人ひとりへの的確な理解と多様な学びの場における教育	(1) 特別支援教育を取り巻く状況 ○インクルーシブ教育システム ○特別支援教育に係る法令、制度 ○学習指導要領
	(2) 早期からの気付きと的確かつ多面的な理解 ○発達障害児等への理解と支援 ○行動の背景を探る(A B C分析)・行動随伴性とは ○様々なつまずきと支援
	(3) 交流及び共同学習の推進・障害理解 ○交流及び共同学習の意義や目的 ○交流及び共同学習の実践 ○コミュニティ・スクールの連携協働体制による交流の実践
	(4) 発達障害の特性の理解と対応 ○発達障害の特性と困難さ ○発達障害のある子どもへの支援
	(5) 特別支援学級及び通級による指導の制度 ○特別支援学級 ○通級による指導 ○学びの場の決定プロセス

B 教育的ニーズに 応じた指導・支援	(6) 温かい学級経営 ○教室環境（学習環境）づくりのポイント ○一人ひとりを大切にし、所属感を高める学級経営のポイント
	(7) 分かりやすい学習指導 ○ユニバーサルデザインを意識した一斉指導の工夫 ○学習上の困難さに応じた個別的な支援
	(8) 合理的配慮の提供 ○「合理的配慮」と「基礎的環境整備」の法的根拠の理解 ○障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の理解 ○教育分野における「合理的配慮」の定義の理解 ○各学校における「合理的配慮」提供のプロセスの理解 ○「合理的配慮」としてのICT活用の理解
C 校内支援体制・連携協働	(9) 校内支援体制による取組 ○学校経営方針の共有と担当分掌での実践力の発揮 ○特別支援教育コーディネーター（＊）の役割 （＊ 本県では、校内コーディネーターと呼称） ○校内委員会の役割 ○児童生徒の教育的ニーズを踏まえた支援策の実効性のある検討
	(10) 本人・保護者との協働 ○保護者連携の基本 ○保護者相談（カウンセリング）の基礎技術 ○就学相談の基礎知識 ○進路相談の基礎知識 ○本人の参画と留意点
	(11) 特別支援学校のセンター的機能の活用 ○センター的機能の法的位置付け（学校教育法第74条） ○センター的機能の内容 ○ケース会議の意義と進め方
	(12) 専門家・関係機関との連携 ○各専門家・関係機関の担う役割やしぐみの理解 ○チーム支援の基本的な考え方
	(13) 個別の教育支援計画等を活用した切れ目ない支援 ○「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」とは ○学校における「合理的配慮」 ○「個別の教育支援計画」等を活用した効果的な引継ぎ

さらに、13の項目について、それぞれの解説と主な内容を記し、研修の「目的」、「主な内容のキーワード」、「活用可能な研修動画」、「課題解決型の演習例」、「到達指標」からなるシラバスを作成した。「到達指標」については、主として専門性の向上を目指す「教諭」と、習得した知識・技能を指導的な立場で活用する「管理職」の指標を設定した。



コアカリキュラム（試案）に記載されたシラバス

イ 特別支援教育教員育成ガイドの作成

本県の教員育成指標を基に、教員一人一人が何をどのように学ぶとよいかを理解できるよう、特別支援教育教員育成ガイド（「特別支援教育に取り組む先生方をサポートする教員の学び方ガイド（試案）」）を作成し、県内の公立小中学校、高等学校、特別支援学校の教員に配付した。

特別支援教育に取り組むために、身に付けておきたい内容をキーワードで、示しています。

キーワードの内容を学ぶ際、全ての先生方に知っておいていただきたい、特別支援教育のエッセンスを「学びのポイント」として示しています。

キーワードの内容を学びたいと思われた時、ピッタリな県教委発行のガイドブックをいち早く見つけ、お手元のタブレット端末等で閲覧できるよう二次元コードと概要を示しています。

キーワードの内容を、校内のどのような場面で、どのような方法で学べるのか、具体的な例を示しています。

学び方ガイドの一部とのガイドの見方

(2) キャリアに応じた組織的かつ体系的な研修モデル等の開発

ア 特別支援教育に関する研修プログラムの拡充・開発

研修プログラムの開発に当たっては、山口大学教育学部教員等の外部専門家や、やまぐち総合教育支援センター職員等が参画する、コアカリキュラム開発・研修プログラム作成ワーキングチームを組織し、実務を行った。また、全国的な水準を担保するため、国立特別支援教育総合研究所の学習コンテンツ（学びラボ）を活用した。

研修会名	①対象者 ②形態	研修の内容
通常の学級における授業づくりセミナー（小・中学校）	①通常の学級を担当する教員 ②参集型	○所管事項説明 ○やまぐち総合教育支援センターによる講義・演習 ○研究授業 ○研究協議 ○大学教員による指導助言
高等学校等における授業づくりセミナー		○所管事項説明 ○授業公開 ○研究授業 ○研究協議
通級による指導新担当教員研修会	①初めて通級による指導を担当する教員 ②オンラインによる	○所管事項説明 ○通級指導担当者による事例報告（話題提供） ○国立特別支援教育総合研究所研究員による講義 ○グループ協議
特別支援教育アドバンス講座	①特別支援学級あるいは通級による指導担当経験のある教員のうち、市町教育委員会から参加の推薦を受けた教員 ②オンラインによる	○特別支援教育研修パッケージ（県教委作成）の事前視聴 ○専門家による講義（山口県発達障害者支援センター長、やまぐち総合教育支援センターＳＳＷ、大学教員） ○グループ協議

イ 研究協力校での取組

管理職のリーダーシップによる特別支援教育の視点を取り入れた学校経営の推進状況を検証するため、小学校、中学校及び高等学校を研究協力校として指定し、これらの学校の教員の特別支援教育の経験を増やす取組や、全ての教員の特別支援教育に関する専門性の向上を目指した研修その他教育活動について、企画・実施・評価するなどの実践研究に取り組んだ。

【令和5年度の取組】

- 小学校（田布施町立田布施西小学校）においては、児童が主体的に学習活動に取り組むことができる授業改善をテーマとして、特別支援教育の視点を取り入れた授業研究に取り組み、「授業づくりセミナー」を開催した。また、学校課題の解決に向けて大学教員の指導の下、スクールワイドP B Sの手法を活用して、階層構造による指導・支援を実施するための校内支援体制を構築・整理した。その結果、第2層支援が軌道に乗り始めた頃から、学校全体に落ち着きが感じられ、保健室登校の減少傾向が見られた。
これらの成果を踏まえ、校長が、特別支援教育の視点を取り入れた、次年度の校務分掌の改編を検討した。
- 中学校（田布施町立田布施中学校）においては、シニアアドバイザーが校長の依頼を受けて、授業参観を行い、その後、学級担任や教科担任がシニアアドバイザーから助言を受けることで、教員の特別支援教育に関する意識改革を図ってきた。また、若手教員を中心として特別支援教育の視点を取り入れた授業改善を進め、「授業づくりセミナー」を開催することで、生徒を主体とする授業づくりの大切さが教員の意識に浸透しつつある。さらには、学校全体で第一層支援を徹底させることで学習環境が整い、校長の特別支援教育の視点を取り入れた学校経営方針が優れた形で具現化されつつある。
- 高等学校（県立周防大島高等学校）においては、本県で初めて「特別支援教育授業づくりセミナー」を実施した。生徒が主体となる授業づくりの取組を通して、生徒理解を深め、一人一人のニーズに応じた支援や手立てが講じられるようになってきている。「講師から教員への授業に対する肯定的なフィードバックを聞いて、管理職としてどの視点で教員にアドバイスをすればよいのかがよく分かった」との声があり、教員が特別支援教育の重要性に気付くとともに、今後、管理職からの肯定的なフィードバックが期待できる。

ウ 特別支援学校のセンター的機能強化に向けた取組

特別支援学校のセンター的機能を強化するため、特別支援教育センターが設置されている特別支援学校で、それぞれの特別支援教育センターのニーズに基づき研修テーマを設定し、特別支援学校教員を対象とした研修を6校で実施した。

【研修内容】

- 発達障害のある子どもの理解と支援
- 発達障害のある子どもの指導・支援の具体（講義・演習）
- 強度行動障害のある子どもの理解と支援
- 視覚障害のある子どもの理解と支援（点字指導も含めて）
- 肢体不自由のある子どもの理解と支援
- 障害のある児童生徒の教材教具
- 保護者の理解と支援 など

【実施例】

令和5年度 県立周南総合支援学校 自立活動相談会

1 目的

文部科学省委託事業を活用して、従前より校内向けに実施してきた「自立活動相談会」の内容を、特別支援学校のセンター的機能強化の観点から拡充し、肢体不自由教育に係る本校のセンター的機能の充実・強化に向けた体制整備や教員の専門性向上を図るとともに、地域の小・中学校において肢体不自由教育に携わる教員の指導力向上に資する。

2 日時

【第1回】令和5年11月13日（月）10：45～16：45

【第2回】令和5年11月21日（火）10：45～16：45

3 会場

本校会議室及び各教室

4 講師

理学療法士

5 参加者

- ・本校教員
- ・近隣小・中学校で肢体不自由教育に携わる教員（肢体不自由特別支援学級担任等）のうち、参加を希望する者

※本校特別支援教育コーディネーターの巡回訪問の機会を通じて、肢体不自由特別支援学級を設置している近隣校に情報提供し、参加希望を集約する。

6 内容

【第1回】

10：45～14：50 自立活動の指導及び摂食指導に関する授業参観及び実技伝達・助言（小学部）

15：00～16：45 講義・演習
「座位から立位に移行する際の留意点について」

【第2回】

10：45～14：50 自立活動の指導及び摂食指導に関する授業参観及び実技 伝達・助言（中学部、高等部）

15：00～16：45 講義・演習
「歩行指導の際の留意点について」

また、肢体不自由のある子供の理解と支援をテーマとして実施した特別支援学校においては、センター的機能を強化するための研修プログラム試案を作成した。

（3）特別支援教育に関する経験のない管理職への研修等の機会の充実

ア 小・中学校新任管理職特別支援教育研修

本研修会の受講者の多くは、特別支援教育の経験がない。そのため、特別支援教育に関する関係法令や国・県の動向、校内委員会を中心とした組織的・協働的な校内支援体制の構築、特別支援教育の視点を踏まえた学校経営に関する「NISE」の学びラボや県教委作成の研修動画の視聴を必須とした。参集時には、特別支援教育の経験豊富な現職校長を講師や指導助言者として招へいし、講義とグループ協議を実施した。

目 的	新任管理職の特別支援教育に関する理解を深め、もって校内の特別支援教育の一層の充実に資する。
対 象	・市町立小学校及び中学校の新任校長（希望参加） ・市町立小学校及び中学校（分校を含む）の新任教頭（悉皆） ・県立高森みどり中学校及び下関中等教育学校（前期課程）の新任教頭（悉皆）
内 容	所管説明①「山口県の特別支援教育」 所管説明②「特別支援教育に関する専門性向上に向けた取組」 講義「特別支援教育を推進する管理職のリーダーシップ」 （講師：小学校長） 協議・情報交換「全ての教員の特別支援教育の専門性向上に向けた校内体制の整備」 指導助言（指導助言者：小学校長）

[受講者の事後アンケートから]（受講者数：教頭 80 名、校長 16 名）

・各校での課題を基に、その改善策を模索する中で、2つの柱として「組織体制づくり（人材育成）」と「人間関係づくり」が浮き彫りになり、情報共有できた。互いに

意見交換する中で、これら２つの柱は、特別支援教育だけに限らず、全ての教育活動において、管理職として大切にすべき軸であると実感した。

- ・育成指標と照らし合わせて日々の取組について課題を中心に協議することで、自分自身の在り方を見つめ直し、今後、特別支援教育における管理職として必要な資質能力について考える機会となった。
- ・発達障害のある子どもの理解について、具体例を挙げて説明されており、学校の職員に説明する上でも、理解しやすいものであると感じた。
- ・県の目指す姿（方向性）から特別支援教育の充実に向けて自校で確認すべきことや、特別の教育課程の編成や自立活動の在り方等の具体的な内容にも触れられており、参考になった。

イ 管理職ミニ研修の開発

管理職に対する特別支援教育に関する研修の実効性を高めるため、１時間程度で完結する「管理職ミニ研修」プログラムを開発した。

本県で課題となっている、中学校から高等学校への支援情報の引継ぎを促進するための中学校での取組と管理職の役割を研修テーマとし、事例について協議する「課題解決型」の形態を取り入れることで、受講者の主体性を引き出す研修プログラムを設定した。

※ 小規模の市の中学校長研修会で、以下研修プログラムをパイロット的に実施した。

【研修テーマ】学校として支援情報を進学先に確実に引き継ぎたい！	
・保護者と協働して進学先に支援情報が引き継ぐため、学校として必要な取組とその推進に向けた管理職の役割を考える	
○研修の対象と形態	
・対象：中学校長	形態：グループワーク形式＋まとめ
○研修の進め方	
（１）趣旨と進め方	・研修の趣旨と進め方を説明する。
（２）グループワーク	・架空事例から、学校として必要な取組とその推進に向けた管理職の役割 ＜協議の柱＞ ① この生徒について、支援情報の引継ぎを確実にを行うため、中学校期にどのような取組が必要だったと思われるか。 ② 学校としてどのような支援体制を構築するとよかったか。そのための校長としてどのような役割が考えられるか。 ＜協議＞ ・ 司会・進行を決めた後、①、②について、意見交換（記録は主催者） ・ 協議を進める中で、学校としての取組とそれを促す校長の役割を明確化
（３）振り返りとアドバイス	
＜振り返りとまとめ＞	
・ 支援情報の確実な引継ぎに関する意識を高めるための校長の役割	

<アドバイス>

- ・引継の状況（県内のデータから）
- ・管理職としての経験から引継ぎの意義や重要性
- ・研修動画の紹介（国立特別支援教育研究所の学びラボ）

○評価

- ・web による事後アンケート（実施日と3週間後に実施）

事後アンケートで「校内の支援体制を確認するよい機会となった」、「中学校段階での援助希求ができる力、自己決定の力、自己理解能力の育成が大切であることが分かった」との感想が寄せられた。支援情報の引継ぎを進めるため、生徒をどう育てるのかといった視点での協議になったのはとても有益であった。

5. 今後の課題と対応

（1）特別支援教育教員専門性コアカリキュラムと特別支援教育教員育成ガイドの活用と改善

特別支援教育教員専門性コアカリキュラム（試案）は、現在、市町教育委員会研修担当とやまぐち総合教育支援センターに配付している。今後は、教員面談を通じて所属する教員の研修勧奨を担う学校管理職にも配付したいと考えている。しかしながら、実施にあたっては、特別支援教育の経験のない市町教育委員会の研修担当や学校管理職が少なくないため、こうした担当者や学校管理職が読んでも理解できる、あるいは活用できるものとなるよう、内容や構成について検討を進め、更なる改良が必要である。

（2）実効性のある研修プログラムの開発・改善

管理職をはじめとする多くの教員は、研修時間の確保が難しい状況にある。そこで、研修テーマや内容を精査するとともに、研修プログラムのミニサイズ化を進めることにより、実効性のある研修の在り方を追究する必要がある。

（3）特別支援教育に関して、管理職を孤立させず、支える仕組みづくりの推進

小・中学校新任管理職特別支援教育研修を実施した際、協議・情報交換の時間に、受講者である校長が指導助言者である校長に相談し、助言を得ている様子が見られた。時間が経つにつれて、受講者である校長の表情が緩み、時折、笑顔が見られることもあった。受講者である校長にとって、特別支援教育の経験豊富な校長との協議・情報交換は、特別支援教育実施の責任者としての自覚を確認する機会であるとともに、特別支援教育の視点を取り入れた学校経営への取組推進の契機となったのではないかと思われた。校長を孤立させず、支える仕組みを取り入れる必要性を痛感した場面である。

本事業では、特別支援教育シニアアドバイザーを指名し、地域における小・中学校の校長を支える取組を進め、エリアを拡大する予定としているが、今後、開発する研修プログラムにも、例えば、特別支援教育の経験のある管理職と経験のない管理職とがコミュニケーションを深め、研修後も校長同士がつながり、支え合う仕掛けを工夫することも検討する必要があると考えている。

6. 問合せ先

組織名：山口県教育庁

担当部署：特別支援教育推進室